

自然公園法施行令の一部を改正する政令案参照条文

自然公園法（昭和三十二年六月一日法律第百六十一号）・・・・・・・・・・ 1

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）・・・・・・・・・・ 5

自然公園法施行令の一部を改正する政令案参照条文

自然公園法（昭和三十二年六月一日法律第百六十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。

二 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む。第二章第四節及び第六十一条を除き、以下同じ。）であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。

三 六（略）

（指定）

第五条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 六（略）

（公園計画及び公園事業の決定）

第七条 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 六（略）

（特別地域）

第十三条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海面を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2（略）

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為（第五号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 木竹を伐採すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

五 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

七 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

八 水面を埋め立て、又は干拓すること。

九 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

十 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

十一 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十二 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

十三 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

十四 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十五 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
4）9（略）

（海中公園地区）

第二十四条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の海中の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海面内に、海中公園地区を指定することができる。

2（略）

3 海中公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該海中公園地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第一号、第四号及び第五号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものは、この限りでない。

一 第十三条第三項第一号、第三号及び第六号に掲げる行為

二 熱帯魚、さんご、海藻その他これらに類する動植物で、国立公園又は国定公園ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。

三 海面を埋め立て、又は干拓すること。

四 海底の形状を変更すること。

五 物を係留すること。

六 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

4～8 (略)

(条件)

第二十五条 第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号及び前条第三項の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)

第二十六条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海中公園地区に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつてはこの限りでない。

- 一 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

- 二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

- 三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

- 五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)

- 六 土地の形状を変更すること。

- 七 海底の形状を変更すること(海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)

2～7 (略)

(中止命令等)

第二十七条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があるときは、第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項若しくは第二十四条第三項の規定、第二十五条の規定により許可に付せられた条件又は前条第二項の規定による処分違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2・3 (略)

(報告の徴収及び立入検査)

第二十八条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号若しくは第二十四条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十六条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項、第二十六条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要限度において、当該職員をして、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十三条第三項各号、第十四条第三項各号、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項各号若しくは第二十六条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 (略)

附 則

1～8 (略)

(都道府県が処理する事務)

9 この法律に規定する環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当分の間、政令で定める都道府県の知事が行うこととすることができる。

10 環境大臣は、前項の都道府県を定める政令の立案をしようとするときは、関係都道府県の知事の申出により、これを行うものとする。

11～15 (略)

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）（抄）

附則

1・2（略）

（都道府県が処理する事務）

3 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域（別表に掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第五項において同じ。）に係るものは、当該都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定（法第五十二条第二項、第三項及び第五項を除く。）は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。

一 次に掲げる行為以外の行為（二以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第十三条第三項の規定による許可及び法第二十五条の規定による条件の付加に関する事務

イ その高さが十三メートル又はその水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが十三メートル又はその水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）となる場合における改築又は増築を含む。）

ロ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条に規定する漁港施設、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設の新築

ハ ダム、水門又はパラポラアンテナの新築、改築又は増築

ニ 法第十三条第三項第二号に掲げる行為（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものを除く。）並びに法第十三条第三項第三号、第四号及び第八号に掲げる行為

ホ ゴルフコースの用に供するために行う土地の形状の変更（面積が千平方メートル以下の土地に係るものを除く。）

二 次に掲げる行為（二以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第二十四条第三項の規定による許可及び法第二十五条の規定による条件の付加に関する事務

イ 法第十三条第三項第六号に掲げる行為

ロ 法第二十四条第三項第二号及び第五号に掲げる行為

三 次に掲げる行為（二以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第二十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による命令、同条第四項の規定による期間の延長及び同条第六項の規定による期間の短縮に関する事務

イ 法第二十六条第一項第一号及び第五号に掲げる行為（海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてするものを除く。）

ロ 法第二十六条第一項第三号及び第六号に掲げる行為

四 前三号に規定する許可又は届出を要する行為に関する法第二十七条の規定による命令に関する事務

五 法第二十八条第一項の規定による報告の徴収（第一号及び第二号に規定する許可を受けた者並びに第三号に規定する命令を受けた者に係るものに限る。）並びに同条第二項の規定による立入り、検査及び調査（前各号に掲げる事務の処理に関するものに限る。）に関する事務

（事務の報告）

4 都道府県知事は、前項に規定する事務を行つたときは、総理府令で定めるところにより、その旨及びその内容を環境大臣に報告しなければならない。（都道府県知事を經由する協議の申出等）

5 法又はこの政令の規定に基づき環境大臣に対してする協議の申出、認可、承認若しくは許可の申請、届出又は報告（以下この項において「協議の申出等」という。）のうち、次に掲げるもの（第一号から第五号までに掲げる協議の申出等にあつては指定区域において行われる国立公園事業に関するものに限る、第六号から第八号までに掲げる協議の申出等にあつては指定区域において行われる行為に関するものに限る。）は、指定区域が属する都道府県の知事を經由しなければならない。

一 法第九条第二項の規定及び第十六条において準用する第六条第一項の規定による協議の申出

二 法第九条第三項の規定による認可の申請

三 第五条及び第十一条（これらの規定を第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十六条において準用する第七条及び第八条第一項の規定による届出

四 第六条第一項、第七条及び第八条第一項の規定による承認の申請

五 第十二条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告

六 法第十三条第三項、第十四条第三項及び第二十四条第三項の規定による許可の申請

七 法第十三条第六項から第八項まで、第十四条第六項及び第七項、第二十四条第六項及び第七項並びに第二十六条第一項の規定による届出

八 法第二十八条第一項（法第十五条第三項第六号に係る部分を除く。）の規定による報告

（事務の区分）

6 前三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

7 11 （略）

別表（附則第三項関係）

- 一 宮城県
- 二 山形県
- 三 福島県
- 四 栃木県
- 五 群馬県
- 六 埼玉県

- 七 東京都
- 八 新潟県
- 九 富山県
- 十 石川県
- 十一 福井県
- 十二 山梨県
- 十三 長野県
- 十四 岐阜県
- 十五 静岡県
- 十六 鳥取県
- 十七 岡山県
- 十八 山口県
- 一九 香川県
- 二十 福岡県
- 二十一 長崎県
- 二十二 宮崎県
- 二十三 鹿児島県